

関 係 法 令 ・ 通 知 集

<地方社会保険医療協議会関係>

1	社会保険医療協議会法（抄）	1 頁
2	社会保険医療協議会令（抄）	3 頁
3	中国地方社会保険医療協議会議事規則	5 頁
4	中国地方社会保険医療協議会議事規則第6条 (採決の特例)についての申合せ	8 頁
5	健康保険法（抄）	9 頁

社会保険医療協議会法(昭和二十五年三月三十一日法律第四十七号) 抄

(設置)

- 第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。
- 2 各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による定めに関する事項
 - 二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項
 - 三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項
- 2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

(組織)

第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。

- 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人
 - 二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人
 - 三 公益を代表する委員 六人
- 2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。
- 3 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。
- 4 委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。
- 5 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たっては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。
- 6 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければなら

ない。

- 7 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。
- 8 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 9 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
- 10 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。

- 2 委員に欠員を生じたとき新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

第五条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第六条 中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

第七条 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

- 2 会長は、厚生労働大臣の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。

第八条 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を尊重するものとする。

- 2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

(雑則)

第九条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

社会保険医療協議会令(平成十八年十二月六日政令第三百七十三号) 抄

(部会)

- 第一条 中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）及び地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 中央協議会の部会に属すべき委員及び専門委員は、中央協議会の承認を経て、会長が指名する。
- 3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。
- 4 第二項の委員のうち、社会保険医療協議会法（以下この項及び次条第一項において「法」という。）第三条第一項第一号に掲げるもの（次項及び次条第二項において「支払側委員」という。）及び法第三条第一項第二号に掲げるもの（次項及び次条第二項において「診療側委員」という。）は、各同数とする。
- 5 第三項の委員及び臨時委員については、支払側委員の数と支払側臨時委員（臨時委員のうち健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表するものをいう。次条第二項において同じ。）の数の合計数及び診療側委員の数と診療側臨時委員（臨時委員のうち医師、歯科医師及び薬剤師を代表するものをいう。同条第二項において同じ。）の数の合計数は、同数とする。
- 6 中央協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員（次項、第九項及び次条第二項において「公益委員」という。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 7 地方協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益委員及び公益臨時委員（臨時委員のうち公益を代表するものをいう。第九項及び次条第二項において同じ。）のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 8 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 9 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益委員又は公益臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 10 地方協議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって地方協議会の議決とすることができます。

(議事)

- 第二条 中央協議会は、委員の半数以上で、かつ、法第三条第一項各号に掲げる委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 地方協議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上で、かつ、支払側関係委員（支払側委員及び議事に關係のある支払側臨時委員をいう。）、診療側関係委員（診療側委員及び議事に關係のある診療側臨時委員をいう。）及び公益関係委員（公益委員及び議事に關係のある公益臨時委員をいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 中央協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 地方協議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 第一項及び第三項の規定は、中央協議会の部会の議事に準用する。

6 第二項及び第四項の規定は、地方協議会の部会の議事に準用する。

(資料の提出等の協力)

第三条 中央協議会又は地方協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第四条 中央協議会の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

2 地方協議会の庶務は、当該地方協議会が置かれる地方厚生局(地方厚生支局を含む。)において処理する。

(雑則)

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会長が中央協議会又は地方協議会に諮って定める。

中国地方社会保険医療協議会議事規則

(協議会の招集)

第1条 会長は、社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する事項について、同法第7条第2項に定める場合のほか、中国四国厚生局長の求めがあったとき又は会長が必要と認めたときは、その日から2週間以内に、中国地方社会保険医療協議会（以下「協議会」という。）を招集するものとする。

2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び議事に關係のある臨時委員に通知しなければならない。

(議事の公開)

第2条 協議会の議事は公開とする。

ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(代理者による意見の開陳)

第3条 法第3条第1項第1号の委員（以下「支払側委員」という。）及び健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する臨時委員（以下「支払側臨時委員」という。）並びに同項第2号の委員（以下「診療側委員」という。）及び医師、歯科医師及び薬剤師を代表する臨時委員（以下「診療側臨時委員」という。）がやむを得ない理由により出席できない場合は、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。

(発言)

第4条 委員及び臨時委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

2 関係行政庁の職員は、会長の承認があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(採決)

第5条 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を宣しなければならない。

2 採決の結果は、会長が宣しなければならない。

3 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員及び臨時委員の要求があるときは、少数意見を答申又は建議に付記するものとする。

4 委員及び臨時委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(採決の特例)

第6条 会長は、大規模災害の発生その他の事由により協議会を開催して協議を行うことが適当でないと認めるときは、持ち回りその他の適切な方法により、採決を求めることができる。

2 会長は、前項の規定による採決を行った場合、その結果を各委員に通知するものとする。

(議事録)

第7条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項ただし書きの規定により非公開とした会議の議事録について、会長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

この場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

4 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

5 第1項から第4項までの規定にかかわらず、部会については、第1項第1号から第3号までに掲げる事項を議事要旨に記載し、公開するものとする。

(部会)

第8条 協議会は、社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号）第1条第1項の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定（次の各号に掲げる事項を除く。）について審議するために必要があるときは、その議決により、県ごとに部会を置くことができる。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定
- 二 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第3項の各号に掲げる場合の指定の拒否
- 三 健康保険法第65条第4項の規定に基づく申請に係る病床の全部又は一部を除いて行われる指定

四 健康保険法第66条第1項の規定に基づく申請により行われる指定の変更

第9条 部会は、次に掲げる委員及び臨時委員8人をもって組織する。

- 一 支払側委員及び支払側臨時委員 3人
- 二 診療側委員及び診療側臨時委員 3人
- 三 公益を代表する委員及び臨時委員 2人

2 部会に属する委員のうち、支払側委員及び診療側委員は各同数とする。

3 部会に属する臨時委員のうち、支払側臨時委員及び診療側臨時委員は各同数とする。

第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。

ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでないと議決した場合は、この限りでない。

2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。

ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでないと議決した場合は、この限りでない。

第11条 第1条から第6条までの規定は、部会について準用する。

附 則

この規則は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

中国地方社会保険医療協議会議事規則第6条（採決の特例）
についての申合せ

平成24年7月18日
中国地方社会保険医療協議会

1 「その他の事由」の運用について

「その他の事由」とは、当協議会が過去に議決した事案について重ねて同様の申請がなされた場合とし、具体的には次に掲げるものとする。

- (1) 保険医等の登録取消を二度以上受けた者から保険医等の登録申請があった場合
- (2) 保険医等の取消処分を受けてから5年が経過していない者（執行停止期間を除き5年が経過していない者を含む。）から保険医等の登録申請があった場合

2 「その他の適切な方法」の運用について

「その他の適切な方法」とは、事務局から各委員に審議資料を送付し、各委員から事務局に書面又は電子媒体により、事案の賛否及び採決方法についての意見を求め、その結果に基づき会長が事案の最終決定を行う方法とする。

健康保険法(大正十一年四月二十二日法律第七十号) 抄

(療養の給付)

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
 - 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 処置、手術その他の治療
 - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 (略)
- 3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
- 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
 - 二 (略)
 - 三 (略)

(保険医又は保険薬剤師)

第六十四条 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならない。

(地方社会保険医療協議会への諮問)

第六十七条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三条第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

(保険医又は保険薬剤師の登録)

第七十一条 (略)

- 2 (略)
- 3 厚生労働大臣は、保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。
- 4 (略)

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

第八十条 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類

の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は従業者が、第七十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

6～9 (略)

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 (略)

2 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の第二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

3～6 (略)

(社会保険医療協議会への諮問)

第八十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。